

副本

平成16年(行ウ)第497号

公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原告 深澤洋子外43名

被告 東京都知事外4名

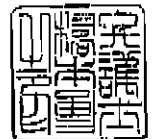
証拠説明書

平成18年2月16日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士

橋本 勇



被告ら指定代理人

中村 次良



同

平野 善彦



同

貫井 彩



同

石澤 泰彦



同

前田 康行






同

吉野 正禎



被告東京都知事及び東京都都市整備局総務部企画経理課長

指定代理人	森田雅文	
同	細谷昌	
同	井上	





被告東京都知事及び東京都建設局総務部計理課長

指定代理人	後藤謙	
同	熊本敬治	
同	佐藤方美	
同	大和田隆夫	
同	大坪安則	
同	舛原邦明	
同	向山公	

被告東京都財務局経理部総務課長

指定代理人	鳥海正富	
-------	------	---

被告東京都水道局長指定代理人

同	黒沼	
同	奈良岡裕司	
同	藤代将彦	
同	佐々木宏	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
乙 8 8 の 1	平成16年11月 30日提出質問 第58号 八ッ場ダム建 設に関する質 問主意書	写し	H17. 1. 26	衆議院議員 塩川鉄也	① (乙88の1、2頁22行目 ないし25行目/乙88の 2、2頁下から2行目及び3 行目) 国は、東京電力が吾妻川本支 流から取水している水の一 部を八ッ場ダムの貯水池に 流入させることとしている こと。 ② (乙88の1、2頁22行目 ないし25行目/乙88の 2、2頁下から2行目及び3 行目) 国は、東京電力に対しては、 水利権の譲渡ではなく、従来 水力発電に利用されている 吾妻川及び白砂川等の河川 水の一部を八ッ場ダムの貯 水池に流入させることで本 件ダムの開発水量を確保す ることとしていること。 ③ (乙88の1、2頁26行目 ないし29行目/乙88の 2、3頁6行目及び7行目) 国は、東京電力に対する減電 補償は、水利権の譲渡に対す る補償ではなく、従来東京電 力が取水してきた水の一部 を本件ダムに流入させるこ とによって発電量が減少す ることに対する損失補償で あり、同補償額は八ッ場ダム の建設に要する費用の概算 額4,600億円に含むとし
乙 8 8 の 2	平成16年12月 10日内閣衆質 161第58号 衆議院議員塩 川鉄也君提出 八ッ場ダム建 設に関する質 問に対する答 弁書	写し	H17. 1. 26	内閣総理大臣 小泉純一郎	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立証趣旨	
				<p>ていること。</p> <p>④ (乙88の1、2頁30行目 ないし32行目/乙88の 2、3頁9行目及び14行目) 国は、八ッ場ダムの建設位 置については詳細な地質 調査結果に基づいて決定 しており、ダムサイトに関 する技術的な問題につい ては対応可能としている こと。</p>	
乙89	利根川水系工 事実施基本計 画 (昭和55年12 月)	写し	S55.12	建設省河川局	昭和55年12月に改訂さ れた利根川水系工事実施基 本計画において、建設省(当 時)は基本高水のピーク流量 等の設定及び変更理由を説明 していること。
乙90	Q&A品木ダ ムはどのよう な目的を持っ ているのです か?	写し	H17.1.26	国土交通省 関東地方整備 局八ッ場ダム 工事事務所	品木ダムの管理者である国 土交通省は、品木ダムに沈殿 した中和生成物については、 中和生成物の液濺等により 適正に管理することとして おり、八ッ場ダムが中和生成 物の沈殿機能を担うことは ないこと。
乙91	改訂新版 建設省河川砂 防技術基準 (案)同解説 設計編[1] (抜粋)	写し	H9.11.25	社団法人日本 河川協会	「建設省河川砂防技術基準 (案)同解説 設計編[1]」 によると、建設省河川砂防技 術基準案で示された透水性 の許容基準(ルジオン値)は 地盤改良後の目標値であっ て、地盤改良前の透水性を評 価するものではないこと。

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨
乙92	第63回国会 地方行政委員 会 第27号 (昭和45年6月 10日)速記録 (ハッ場ダム 関連部分抜 粋)	写し H16.12.27	衆議院	昭和45年6月10日開催された衆議院地方行政委員会において、建設省の担当者は、「できるだけ文化財を保護する立場からなおさらに入念な調査をいたしまして、位置の可能性等をもう少し確かめたい」と答弁したのであって、現在の地点にダムを建設することに強い難色を示したわけではないこと。
乙93	Q&Aハッ場 ダムの貯水池 周辺地すべり 対策について	写し H17.1.26	国土交通省 関東地方整備 局ハッ場ダム 工事事務所	ハッ場ダムの貯水池周辺地すべり対策の概要